

住宅用火災警報器の設置費用を助成しています

本町の助成制度は3月31日(木)までです。お早めに!!

消防法の改正により、平成23年5月31日(火)までにすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

本町では、住宅用火災警報器の設置費用の一部を助成しています。

○対象世帯／町内に住所があり、自己所有住宅に住んでいて次に該当する世帯

- ①生活保護世帯
- ②町民税が非課税である世帯
- ③町民税が均等割のみの世帯

○対象経費／町内の販売協力店

から購入する住宅用火災警報器(煙感知器・NSマーク付)の購入費と警報器業者に取付依頼する場合の取付費

○助成金額／警報器1個につき4,000円を上限とします。

●平屋住宅…1個まで

●2階建て以上の住宅…2個まで
※対象経費が上限に満たない場合は、その金額になります。

○購入方法／警報器購入の前に、下記窓口に印かんを持参して助成券の申請をし、販売協力店に提出してください。助成分を差し引いた額は自己負担となります。

○問い合わせ・申請窓口／役場住民課社会福祉係(1階②番窓口 ☎内線122)

屋根からの落氷雪 事故防止などのお願ひ

毎年冬になると、沿道建物などからの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。

みなさんも冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故を無くすために次のことを注意するようにお願いします。

▽落氷雪事故の発生が懸念される沿道建物などは、雪止めを設置するようにしてください。

▽すでに雪止めが設置されている場合であっても、針金などのさび、老朽化などによる破損が原因で落氷雪事故が発生することもあるため、必ず点検し、破損などを発見した際は早急に修繕するようにしてください。

▽落氷雪事故は、気温がマイナス3度からプラス3度程度のときに発生しやすいという特徴があるため、早めに除雪するとともに、除雪の際には歩行者や遊んでいる子どもなどに十分注意するようにしてください。

▽落氷雪があった場合は、直ちに事故がないか確認するとともに、歩行者の支障にならないように排除してください。

▽交通事故および交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。

▽軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意してください。

▽軒下や道路では、絶対に子どもが遊ばないようにしてください。

▽窓枠、突出看板などからの落氷雪は少量でも危険であるため、早めに付着した氷雪の除去を行うようにしてください。

○釧路開発建設部弟子屈道路事務所 (☎482-2327)

○釧路土木現業所弟子屈出張所 (☎482-2147)

○弟子屈警察署 (☎482-2110)

○役場総務課交通防災係 (2階⑫番窓口 ☎内線213)

道路の正しい利用について

道路占用許可制度では、「道路の上空や地下を特定の人が継続して使用する場合は、道路管理者の許可を受けなければならない」と道路法で定められています。

道路の本来の目的を損なうおそれがある自動販売機、置き看板、商品陳列のための棚など特定者の営利目的のためのものや物件は道路を占有できません。占有できる物件として代表的なものは、上下水道管、電柱、日よけ、突出看板、工事用の足場や仮囲いなどがあります。

なお、占有許可に当たっては道路占用料を払わなければなりません。「安全で快適な道路」のため、道路上には違法な物件は絶対に設置しないようお願いします。

道路の路面に直接置くものは、許可できません

のぼり



自動販売機



置き看板



立看板



商品台



道路外に撤去してください

詳しくは釧路開発建設部ホームページ (<http://www.ks.hkd.mlit.go.jp/shinsei/doro.html#01>) をご覧ください。

○国道に関する問い合わせ／

北海道開発局釧路開発建設部公物管理課 (☎0154-24-7184)

○道道に関する問い合わせ／北海道釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室管理課 (☎0154-23-0563)

○町道に関する問い合わせ／

役場建設課道路係 (2階⑬番窓口 ☎内線233)

特ク情報

標茶町役場 ☎485-2111

町税および各使用料などの夜間納付窓口の開設

本町では、毎月「夜間納付窓口」を開設しています。

今月の窓口開設日は次のとおりです。普段お仕事などで納付しづらい方、納付方法などについて相談したい方は利用してください。

町税などは、みなさんの暮らしを支えるための貴重な財源となっていますので、納税に対するさらなるご協力をお願いします。

○日時／2月28日(月)

午後8時まで

○場所／役場1階⑨番窓口

○問い合わせ／役場税務課納税係
(☎内線155) および各担当係

町有バス運行管理委託業務希望者の募集

本町に入札参加申請し登録された運送業者などで、平成23年度における「町有バス運行管理委託業務」の受託を希望される業者は、2月28日(月)までに下記へ連絡してください。

○委託内容／茶安別線、阿歴内線、沼幌線、オソベツ線、磯分内線、虹別線の全6路線および専用行事バスの一括委託

○委託期間／平成23年4月1日～平成24年3月31日

○必要乗務員／専任乗務員1名、代替要員1名以上(大型2種免許必要)

○車両の貸付／町有バスの貸し付けは無償

○問い合わせ／役場管理課車両管理係(1階⑦番窓口☎内線143)



平成23年度 臨時職員雇用登録受付

本町では、平成23年4月1日から臨時職員としての雇用を希望する方の登録受付を行います。臨時職員雇用登録申請書(下記係に設置)に履歴書(写真貼付)と納税確認書を添えて申し込みください。登録されると平成24年3月31日までの間に必要に応じ、臨時職員として任用されます。

○登録資格／64歳までの方

○申込期限／2月18日(金)

○申し込み・問い合わせ／役場総務課職員係(2階⑫番窓口☎内線216)

やすらぎ園 代替臨時職員募集

特別養護老人ホームやすらぎ園は、介護職の代替臨時職員1名を募集します。

○雇用期間／

3月1～31日(予定)

○募集要件／資格要件は問いません。交代夜間勤務可能な方。

○提出書類／履歴書(上半身写真添付)、健康診断書(腰痛検査を含む、国立・公立病院発行のもの)、納税確認書、資格がある(見込みを含む)方は資格証・終了証(写)を添付

○提出期限／2月15日(火)

○提出先・問い合わせ／特別養護老人ホームやすらぎ園(☎485-3501)

人権に関する 相談はこちらへ

人権擁護委員による「特設人権相談所」が下記のとおり開催されますので、離婚などの家庭問題や隣近所のもめごとなどの相談ごとがありましたら、お気軽に相談してください。相談は無料で秘密は守られます。

○日時／2月3日(木)

午後1～3時

○場所／社会福祉センター

町有地売り払い情報

本町では、麻生・平和地区の町有地の売り払いを行っています。

○売払物件・価格／役場ホームページ(24ページ参照)に掲載

○申込方法／普通財産譲与(譲渡)申請書(役場ホームページまたは下記係に設置)に必要事項を記入し、下記係に提出



○受付時間／午前8時45分～午後5時30分(土・日曜日、祝日は除く)

○申し込み・問い合わせ／役場管理課管財係(1階⑦番窓口☎内線141)

標茶町文化講演会 実行委員の募集

標茶町文化講演会実行委員会では、平成23年度の文化講演会に町民主体での運営を目指し企画段階から携わる実行委員を募集しています。

○申込期限／2月28日(月)

○申し込み・問い合わせ／教育委員会社会教育課社会教育係(☎内線288)

※期限後も実行委員会への参加は可能です。

広報しべちゃ4月号 有料広告募集

○申込方法・申込期間／

3月4日(金)までに下記係へ申し込みください。

(原稿は原則電子データ)

○申し込み・問い合わせ／役場企画財政課地域振興係(2階⑩番窓口☎内線224)

※申込多数の場合は先着順

納期限のお知らせ

2月25日(金)は、国民健康保険税第8期の納入期限です。